

## 第1章 総論

### 第1節 計画策定の趣旨

食品は、人の生命と健康を維持する上で、日々摂取することが欠かせないものであり、その安全性が確保されることは、県民が安心して生活を営む上で極めて重要です。

福岡県では、「福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（平成29年度～令和3年度）」（以下「第1次計画」という。）を策定し、食品の安全確保対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、近年の食中毒は食品流通の多様化、複雑化を背景に、広域化・大規模化及び健康被害の重篤化が懸念されており、未然防止策及び発生時の迅速な対応が求められています。

また、世帯構造の変化を背景に、調理食品、外食・中食への需要が増加しており、食品の安全・安心に対する消費者の信頼の確保が重要になっています。

さらに、HACCP<sup>1</sup>に沿った衛生管理の制度化や食品等の自主回収報告制度の創設など、食品を取り巻く環境は大きく変化しています。

このたび、第1次計画が終了することから、これまでの取組状況を踏まえた上で、このような社会情勢の変化や制度改正に伴う新たな課題に対応するべく、令和4年度からの5年間の計画期間とする新たな基本計画を策定するものです。

### 第2節 計画の位置づけ

この計画は、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例<sup>2</sup>（平成28年福岡県条例第39号）第20条の規定に基づいた、県の食品の安全・安心の確保に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。

計画の策定に当たっては、県民の意見を反映するため、意見聴取（パブリックコメント）を実施するとともに、消費者、食品関連事業者<sup>3</sup>及び学識経験者で構成される「福岡県食品安全・安心委員会」の意見を伺って策定しました。

また、施策の推進に当たっては、県の行政運営の指針である「福岡県総合計画」やその他の関係計画等と調和を図りながら実施するものです。

さらに、食品の安全・安心を確保するためには、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつであるというワンヘルス<sup>4</sup>の理念を踏まえ、効果的な対策を実行することが重要です。

具体的な施策の実施に当たっては、令和3年1月に制定された福岡県ワンヘルス推進基本条例<sup>5</sup>（令和3年福岡県条例第1号）に基づく行動計画との整合性を図っていく必要があります。

---

<sup>1</sup> HACCP：5、45ページ参照

<sup>2</sup> 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例：34ページ参照

<sup>3</sup> 食品関連事業者：48ページ参照

<sup>4</sup> ワンヘルス：50ページ参照

<sup>5</sup> 福岡県ワンヘルス推進基本条例：49ページ参照

### 第3節 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 第4節 計画の推進体制と進行管理

食品の安全・安心確保対策を推進するため、庁内の関係部局で構成する「福岡県食品の安全・安心推進会議」を設置し、総合的な調整を図りながら計画を推進します。

また、年度毎の実施状況を、「福岡県食品安全・安心委員会」に報告し、意見等を伺いながら進行管理を行います。

なお、進行状況については、県ホームページ等により広く県民に公表します。

#### 福岡県食品安全・安心委員会

基本計画及び食品の安全・安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、福岡県食品安全・安心委員会を設置

##### 【委員構成】

委員は20人以内で組織

委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱

消費者

食品関連事業者

学識経験者

## 第2章 食品の安全・安心をめぐる課題と施策の方向性

### 第1節 食品の安全・安心を取り巻く現状

#### 1 食品の安全・安心を脅かす事件・事故の発生

平成29年に、きざみのりを原因としたノロウイルス食中毒や、持ち帰りそうざい等を原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒など広域的・大規模な食中毒事件が発生しました。

また、はちみつを原因とした乳児ボツリヌス症やプエラリア・ミリフィカを含む健康食品<sup>6</sup>による健康被害が発生するなど、食品の安全・安心を脅かす事件・事故が今なお後を絶たない状況です。

#### 〔過去5年間に起きた食品の安全・安心に関する主な出来事〕

年月	内容
平成29年2月	きざみのりによるノロウイルス食中毒
3月	はちみつによる乳児ボツリヌス症で死亡事例
7月	プエラリア・ミフィリカを含む健康食品による健康被害の発生
8月	持ち帰りそうざいによる腸管出血性大腸菌O157食中毒
平成30年6月	食品衛生法等の一部を改正する法律の公布
12月	食品表示法の一部を改正する法律の公布
令和2年6月	改正食品衛生法の一部施行
3年6月	改正食品衛生法の完全施行 改正食品表示法の施行

#### 2 広域的な食中毒事案への対策強化

平成29年度に発生した広域的で大規模な食中毒事案を受け、広域的な食中毒の発生又はその拡大の防止及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するため、地方厚生局の管轄区域ごとに厚生局や関係自治体を構成員とする広域連携協議会が設置されました。

広域的な食中毒事案が発生した場合には、広域連携協議会を活用するなど、国や関係自治体と連携して迅速に対応していく必要があります。

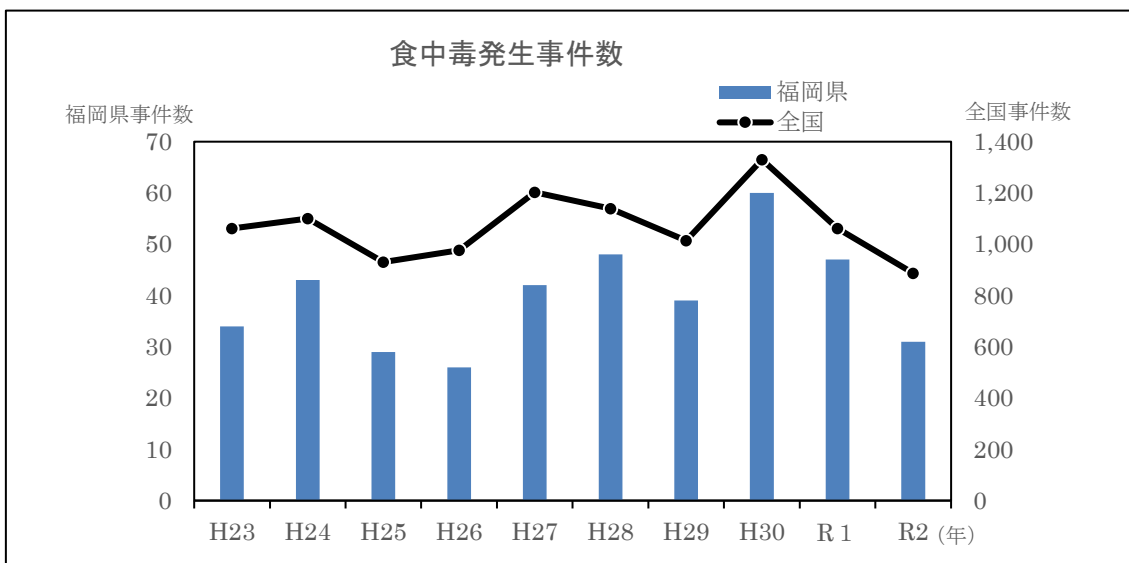
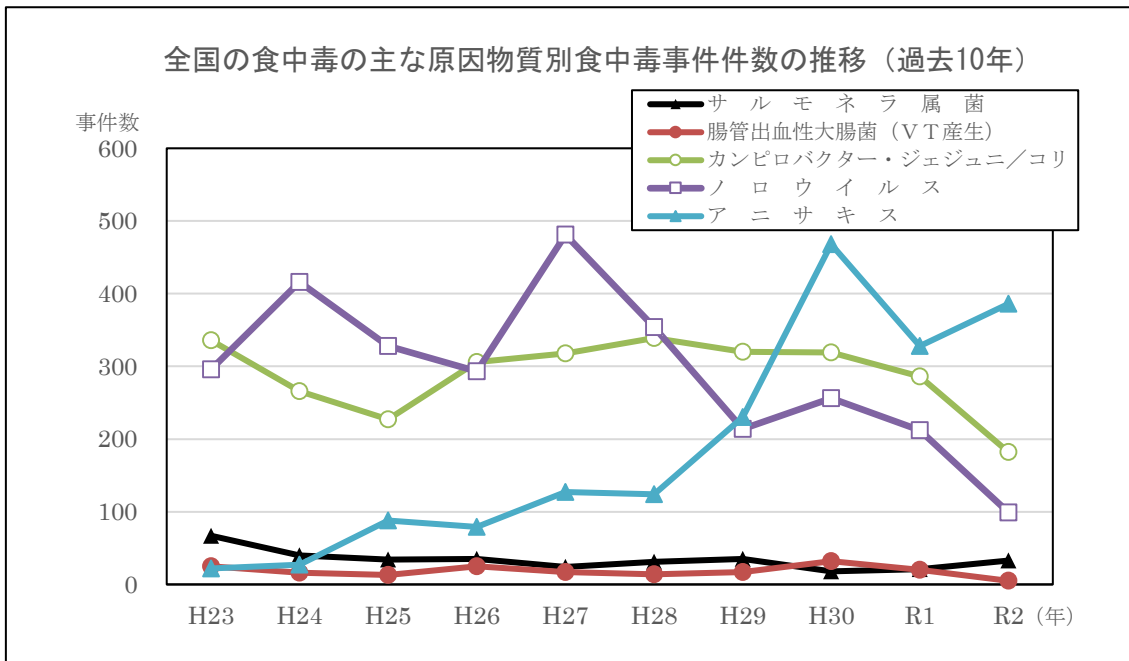
<sup>6</sup> 健康食品：46ページ参照

### 3 食中毒事件の発生状況

近年の食中毒事件は、ウイルス性のノロウイルスや細菌性のカンピロバクターによるものだけでなく、生魚由来のアニサキス等の食中毒が多く発生しています。福岡県においても、ノロウイルス、カンピロバクターによる食中毒が事件件数の上位を占めています。

また、事件数としては多くはありませんが、腸管出血性大腸菌による食中毒は、若齢者、高齢者、抵抗力の弱い方などが重症化することがあり、注意を要します。

ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌は、少ない菌数、ウイルス量でも発症可能な微生物であり、これら感染型食中毒の予防対策を徹底し、発生件数を減少することが重要な課題となっています。



#### 4 HACCPに沿った衛生管理の制度化

HACCPによる衛生管理は、先進国を中心に進められており、輸出の要件となるなど、国際標準となっています。

平成30年に食品衛生法が改正され、原則として全ての事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務化されました。事業者が速やかにHACCPに沿った衛生管理を導入し、適切な運用が行えるよう支援を行う必要があります。

### HACCPについて

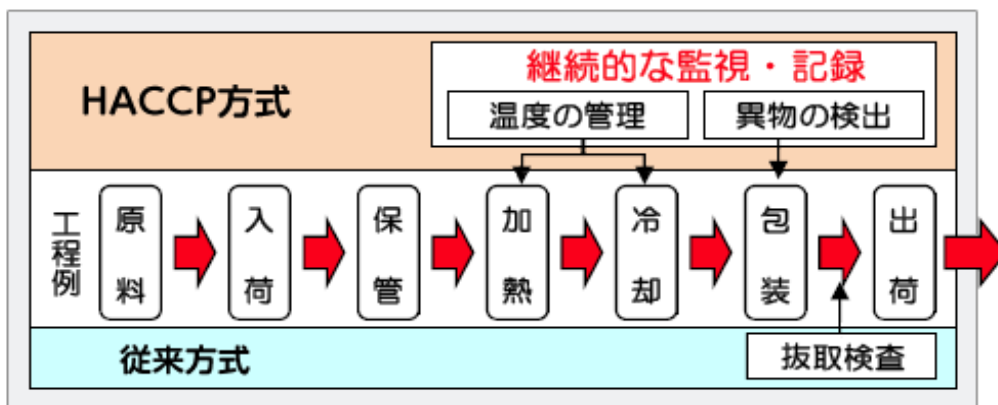
#### HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品の衛生管理システムの一つ。「危害要因分析重要管理点」ともいう。

HACCPとは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で、発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階で、どのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点 (Critical Control Point) を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

従来の抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、原因の追究を容易にすることが可能となるものです。

この手法は国連の国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) の合同機関である食品規格 (コーデックス) 委員会から発表されたもので、コーデックスHACCPと呼ばれています。



## 第2節 第1次計画の主な施策の達成状況

第1次計画において、目標値を設定し、取り組んできた13項目の令和2年度末の実績は下記のとおりです。概ね、目標値を達成していますが、卸売市場等への監視指導件数、食品営業施設への監視件数及び意見交換会の参加者数が目標値を大きく下回っております。

### 柱1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

目標	当初値 (H27年度)	年度	実績値	最終目標値 (R3年度)	最終目標値に 対する進捗率
農薬指導士 <sup>7</sup> 認定者数	1,324名	H29	1,385名	1,350名	100.5%
		H30	1,377名		102.0%
		R1	1,406名		104.1%
		R2	1,378名		102.1%
飼養衛生管理基準に基づく農場巡回指導割合	100%	H29	100%	100%	100.0%
		H30	100%		100.0%
		R1	100%		100.0%
		R2	100%		100.0%
農場HACCP取組み農場数	3農場	H29	9農場	20農場	45.0%
		H30	12農場		60.0%
		R1	19農場		95.0%
		R2	20農場		100.0%
漁協への出荷指導割合	100%	H29	100%	100%	100.0%
		H30	100%		100.0%
		R1	100%		100.0%
		R2	100%		100.0%
養殖水産物への抗生物質 <sup>8</sup> 残留検査における陰性率	100%	H29	100%	100%	100.0%
		H30	100%		100.0%
		R1	100%		100.0%
		R2	100%		100.0%
卸売市場等への監視指導件数	71件	H29	37件	83件	44.6%
		H30	66件		79.5%
		R1	44件		53.0%
		R2	37件		44.6%
食品営業施設への監視指導件数	21,812件	H29	22,819件	28,000件	81.5%
		H30	23,293件		83.1%
		R1	24,895件		88.9%
		R2	19,475件		69.6%

<sup>7</sup> 農薬指導士：49ページ参照

<sup>8</sup> 抗生物質：47ページ参照

目標	当初値 (H27年度)	年度	実績値	最終目標値 (R3年度)	最終目標値に 対する進捗率
食肉(牛、豚、鶏等) の残留抗菌性物質 <sup>9</sup> 検 査件数	261 検体	H29	261 検体	270 検体	96.7%
		H30	271 検体		100.4%
		R1	271 検体		100.4%
		R2	274 検体		101.5%
流通食品の収去検査 <sup>10</sup> における規格基準 <sup>11</sup> 適合率	99.7%	H29	99.8%	99.9%	99.9%
		H30	99.8%		99.9%
		R1	99.8%		99.9%
		R2	99.8%		99.9%
健康食品等の医薬品成 分検査件数	24 件	H29	30 件	30 件	100.0%
		H30	30 件		100.0%
		R1	30 件		100.0%
		R2	30 件		100.0%

## 柱2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

目標	当初値 (H27年度)	年度	実績値	最終目標値 (R3年度)	最終目標値に 対する進捗率
GAP <sup>12</sup> 等の認証取 得件数	11 件	H29	22 件	30 件	73.3%
		H30	31 件		103.3%
		R1	36 件		120.0%
		R2	37 件		123.3%
HACCPに取り組む 施設数	195	H29	293	500	58.6%
		H30	349		69.8%
		R1	377		75.4%
		R2	453		90.6%

## 柱3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立

目標	当初値 (H27年度)	年度	実績値	最終目標値 (R3年度)	最終目標値に 対する進捗率
意見交換会の参加者 数	894 名	H29	984 名	1,000 名	98.4%
		H30	862 名		86.2%
		R1	701 名		70.1%
		R2	111 名		11.1%

<sup>9</sup> 抗菌性物質：47ページ参照

<sup>10</sup> 収去検査：47ページ参照

<sup>11</sup> 規格基準：46ページ参照

<sup>12</sup> GAP：45ページ参照

### 第3節 施策の方向性

#### 1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

食品の安全性を確保するためには、生産から販売に至るまでの食品供給行程の各段階において、県、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務、役割を果たし、安全確保に向けた取組を実施していくことが求められます。

このためには、県は、食品供給行程の各段階における計画的、総合的かつ効果的な施策を展開、推進することにより、更なる食品の安全性の確保を図る必要があります。

#### 2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

より安全な食品を消費者に提供するには、食品の安全・安心の確保について第一義的責任を有している食品関連事業者が、自ら行う食品の生産、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、販売の各工程において管理水準の向上に努めるなど、自主的な取組を推進する必要があります。

#### 3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立

県民が安心して食生活を営むためには、食品の安全性が確保されていること、及びその安全性が県民に信頼されていることが重要です。

食品に対する県民の信頼を確保するためには、食品の安全性に関する情報を分かりやすく提供し、食品関連事業者と県民がお互いの立場を理解し、信頼関係を築いていく必要があります。

このためには、県は、関係者間における情報及び意見交換の機会を設けるなど、リスクコミュニケーション<sup>13</sup>の推進を図る必要があります。

#### リスクコミュニケーションとは

リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者間で情報や意見をお互いに交換しようというものです。

関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定や計画の策定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリックコメント）は双方向性のあるものですが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組に含まれています。

<sup>13</sup> リスクコミュニケーション：49ページ参照